

交企甲達第35号
令和5年10月30日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱要領の制定について

みだしのことについては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）が令和5年7月1日に改正され、特定小型原動機付自転車運転者講習制度が導入されたことに伴い、別添のとおり「特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱要領」を制定し、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

特定小型原動機付自転車運転者講習制度に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、特定小型原動機付自転車運転者講習制度に関する事務（以下「事務」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、その事務の適正かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

第2 準拠

事務の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱規程（令和5年福井県公安委員会規程第13号。以下「規程」という。）、その他関係規程の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び交通事件を管轄する所属をいう。
- 2 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- 3 「取締り警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- 4 「送致担当警察官」とは、警察署等において、道路交通法違反被疑事件又は交通事故事件の送致事務に従事する警察官をいう。
- 5 「危険行為登録」とは、特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラム（特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムによる特定小型原動機付自転車運転者講習管理業務実施要領の制定について（令和5年警察庁丙交企発第32号）に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムをいう。以下「管理プログラム」という。）による危険行為登録をいう。
- 6 「処分基準」とは、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行政手続法（平成5年法律第88号）に基づいて定めた特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の処分基準をいう。
- 7 「受講命令登録」とは、管理プログラムによる特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令登録をいう。
- 8 「受講済登録」とは、管理プログラムによる特定小型原動機付自転車運転者講習受講済登録をいう。

第4 事務処理体制

1 危険行為登録票作成責任者

- (1) 警察署等に、危険行為登録票作成責任者（以下「作成責任者」という。）を置くものとし、交通担当警察職員の中から警察署長等が指定する警部補の階級にある警察官をもって充てるものとする。

(2) 作成責任者については、警察署等の実情に応じ、複数指名することを妨げない。

2 危険行為登録票審査責任者

警察署等に、危険行為登録票審査責任者（以下「審査責任者」という。）を置くものとし、交通担当幹部の中から警察署長等が指定する警部以上の階級にある警察官をもって充てる。

3 危険行為登録審査官

交通企画課に、危険行為登録審査官（以下「登録審査官」という。）を置くものとし、交通企画課長が指定する警部補以上の階級にある警察官をもって充てる。

第5 危険行為登録に係る事務

1 特定小型原動機付自転車運転者の違反行為の検挙報告

(1) 取締り警察官は、特定小型原動機付自転車運転者（以下「運転者」という。）の違反行為を検挙したときは、次により、警察署長等に速やかに報告するものとする。

ア 道路交通法違反被疑事件に係る検挙

作成した捜査書類を送致担当警察官に提出することにより報告する。この場合において、捜査に相当の時間を要し、速やかに捜査書類を作成できないときは、差し当たり交通法令違反事件簿の写しにより報告する。

イ 交通事故事件に係る検挙

作成した捜査書類を送致担当警察官に提出することにより報告する。この場合において、捜査に相当の時間を要し、速やかに捜査書類を作成できないときは、差し当たり犯罪事件受理簿又は物件事故報告書の写しにより報告する。

(2) 送致担当警察官は、取締り警察官から運転者の違反行為の検挙報告を受けたときは、その旨を作成責任者に報告するものとする。

2 危険行為登録票の作成

(1) 作成責任者は、検挙報告を受けた事案のうち、危険行為が認められないもの以外の事案について、特定小型原動機付自転車危険行為登録票（別記様式第1号。以下「登録票」という。）を作成するものとする。この場合において、作成責任者は、当該違反行為の検挙に係る捜査書類の写しを作成し、登録票に添付するものとする。

(2) 作成責任者は、登録票の作成状況を特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧（別記様式第2号。以下「一覧」という。）に記載し、審査責任者に報告するものとする。

3 危険行為登録票の点検・送付

(1) 審査責任者は、登録票及び添付書類の記載内容を点検し、誤りの訂正、不備の補正等を行うものとする。

(2) 警察署長等は、審査責任者の点検の結果、当該危険行為の証明が十分であると認めたとときは、登録票を添付書類とともに交通企画課長に送付するものとする。

(3) 審査責任者は、一覧に審査結果を記載するものとする。

(4) (2)の事務処理については、審査責任者の専決とすることができる。

4 登録票の送付期限

登録票の送付期限は、原則として、次のとおりとする。

(1) 交通切符及び交通反則切符に係る違反

危険行為を検挙したときから2週間以内

(2) 人身事故に係る違反

ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除き、危険行為を認知したときから30日以内

5 登録審査及び危険行為登録

(1) 登録審査官は、危険行為登録の是非を判断するため、警察署等から送付された登録票に係る違反行為に関し、事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかを審査するものとする。

(2) 交通企画課長は、登録審査官の審査の結果、事実の証明が十分であると認められるときは、危険行為登録を行うものとする。

(3) 交通企画課長は、登録審査官の審査の結果、違反事実の不存在又は事実誤認があると認められる事案及び交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案(以下「事実不存在等事案」という。)については、危険行為登録を行わないものとする。

(4) (2)の事務処理については、登録審査官の専決とすることができる。

(5) 登録審査官は、事務を専決したときは、その取扱状況を月ごとに、特定小型原動機付自転車危険行為登録報告書(別記様式第3号)により、交通企画課長に報告するものとする。

6 登録内容の変更及び削除

(1) 警察署長等は、捜査により、既に送付した登録票について、事実不存在等事案であることが判明するなど、登録内容の変更又は削除を必要とする事情を認知したときは、速やかに交通企画課長に報告するものとする。

(2) 交通企画課長は、危険行為登録をした事案について、事実不存在等事案であることが判明するなど、登録内容に誤りがあることが判明したときは、管理プログラムにより、当該事案に係る危険行為登録内容を変更又は削除するものとする。

第6 受講命令に係る事務

1 危険行為事実の確認

(1) 交通企画課長は、警察庁から受講命令の対象者(以下「命令対象者」という。)を示す通報を受領したときは、当該命令対象者に係る危険行為の内容を確認するものとする。この場合において、関係する危険行為が管轄区域以外の区域でなされたものがあるときは、特定小型原動機付自転車関係書類送付依頼書(別記様式第4号。以下「関係書類送付依頼書」という。)により、当該区域を管轄する都道府県警察から、当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を受けるものとする。

(2) 交通企画課長は、他の都道府県警察から関係書類送付依頼書による送付依頼を受けたときは、特定小型原動機付自転車関係書類送付票(別記様式第5号)により、当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類を送付するものとする。

2 公安委員会の決裁

(1) 交通企画課長は、確認の結果、命令対象者が処分基準に該当すると認めるときは、

特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の処分について公安委員会の決裁を受けるものとする。

- (2) 受講命令をしようとするときは、行政手続法に基づき、当該命令対象者に対し、弁明の機会を付与すること。

3 受講命令

- (1) 交通企画課長は、受講命令が決定されたときは、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（規則別記様式第22の11の3。以下「受講命令書」という。）を作成し、命令対象者に交付するものとする。この場合において、交通企画課長は、命令対象者の住所地を管轄する警察署長に受講命令書を送付し、交付を依頼することができるものとする。

- (2) 交付は、原則として、命令対象者の面前で行うものとし、あらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うものとする。

- (3) 交付のための出頭要請は、文書又は口頭によるものとし、命令対象者が少年であるときは、その保護者に対して行うものとする。

- (4) 受講命令をする場合において、命令対象者から命令の理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合
架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性がある場合には、人的同一性の有無を再調査した後、受講命令書を交付するものとする。

イ 申立てが過去の危険行為の発生日又は、違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者から危険行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付するものとする。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査するものとする。

- (5) 受講命令書の期間欄（始期及び終期）及び交付年月日は、受講命令をするときに、当該受講命令書の交付者において記載するものとする。

- (6) 命令対象者に対し、受講命令書を交付するときは、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（規程別記様式第1号。以下「受領書」という。）を命令対象者から徴するものとする。

なお、受領書を徴することができなかつたときは、報告書を作成するなどして、その状況を明らかにしておくものとする。

- (7) 受講命令書を交付した場合において、命令対象者が他の都道府県公安委員会が実施する講習の受講を特に希望したときは、命令対象者の自らの責任において当該公

安委員会に連絡するよう教示するものとする。この場合において、交通企画課長は、当該都道府県警察にその旨を連絡するものとする。

- (8) 命令対象者の所在が不明である場合、命令対象者が懲役又は禁錮である場合等、受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を保管しておき、所在が判明するなど受講命令書を交付することができるに至った場合に備えるものとする。

4 受講命令登録

- (1) 交通企画課長は、受講命令をしたときは、受講命令登録を行うものとする。
- (2) 受講命令登録は、規程第4条に定める特定小型原動機付自転車命令執行依頼（以下「命令執行依頼」という。）をした場合を除き、受講命令書を交付した日に行うものとする。命令執行依頼をした場合は、特定小型原動機付自転車命令執行通知書（規程別記様式第3号）を受領した日に行うものとする。

第7 特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に係る事務

1 講習日時等の指定

- (1) 交通企画課長は、受講命令が決定されたときは、講習日時及び場所を指定し、命令対象者に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習通知書（規程別記様式第5号）により、命令対象者に対し、通知するものとする。
- (2) 講習日時及び場所の指定に当たっては、命令対象者の受講機会を確保するため、次の点に留意するものとする。
 - ア 講習の実施日時については、複数の日時（週2日程度）を命令対象者に提示して、相手に選択させること。この場合において、命令対象者が学生であるなど平日に受講することが困難である場合は、平日以外の日時を提示して受講を促すこと。
 - イ 講習の実施場所については、受講者のプライバシーに配慮して選定すること。

2 講習の事前準備

(1) 講習計画

交通企画課長は、講習の実施に当たっては、次の事項に配意し、講習計画を作成するものとする。

ア 講習項目は、特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム（規程別表）に基づき定めること。

イ 講習項目ごとに所要時間、講師の氏名、補助者の人数、使用する教材、実施場所等を定めること。

(2) 講師

交通企画課長は、講師として、警察職員の中から規程第11条に定める要件に該当する者を必要数選任するものとし、必要に応じ、講習補助者を確保するものとする。また、講師に対する教養等を随時実施して、知識、教育能力等の向上に努めるものとする。

(3) 教材

講習の教材として、教本、視聴覚教材及び受講者自らが学習するための教材を使用するものとする。

3 講習の実施

(1) 講習対象者の確認

講師は、講習を実施するに当たって、出頭してきた者が命令対象者であることを受講命令書、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等により確認し、その結果等を特定小型原動機付自転車講習対象者確認結果記録表（別記様式第6号。以下「記録表」という。）に記録するものとする。

(2) 手数料の徴収

ア 講習の実施に当たっては、命令対象者から福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年福井県条例第30号）別表に規定する手数料を徴収するものとする。

イ 手数料を福井県証紙により徴収する場合は、福井県証紙条例施行規則（昭和39年福井県規則第32号。以下「県証紙規則」という。）に規定する証紙ちょう付書（県証紙規則様式第1号。以下「証紙ちょう付書」という。）に貼り付けて提出させることとする。

なお、抹消は、あらかじめ指定された証紙抹消職員が、受講者の面前においてその内容を確認し、証紙ちょう付書の紙面と証紙の彩紋とにかけて鮮明に行うこと。また、証紙ちょう付書は、県証紙規則の規定に基づき、保存するものとする。

ウ 手数料を手数料納付システム（以下「システム」という。）により徴収する場合は、講習対象者が手数料の支払いを行った際に交付される申込番号を確認し、同番号（申込番号が不明の場合は、氏名、電話番号等）をシステムで検索して、記録表の内容と照合することで納付確認を行うこと。

なお、システムにより手数料の納付が確認されたときは、システムで受理登録を行うとともに、受理内容を印字し、記録表に添付して保管すること。

(3) 講習の進め方

講習は、受講者の運転行動や特性に応じ個々具体的な指摘を行い、自らの運転行動に関する「気付き」を促すことに重点を置き、次の事項に配意して進めるものとする。

ア 受講者に講習を受講する意味と学ぶべき事項を理解させること。

イ 小テスト（理解度チェック）の結果を活用して、受講者の法令遵守状況を認識させること。

ウ 体験談の紹介や損害賠償責任の説明を通じ、特定小型原動機付自転車事故の重大性を理解させること。

エ 視聴覚教材等を活用し、交通事故の疑似体験をさせること等により、特定小型原動機付自転車事故の危険性を理解させること。

オ 基本的な交通ルール遵守の必要性に加え、受講者の特性に応じ、事故等を起こさないための正しい交通行動を理解させること。

カ 自身の危険な運転の要因、その影響等について、学習シートによるワーキングや討議等を通じて理解させること。

キ 講習の最後に実施する交通ルールの理解度に関する小テストにより、講習の成

果を確認させること。

ク 受講の意義を受講者自らに総括させて発表させること。

(4) 特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付

交通企画課長は、受講者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、原則として、講習の実施場所において、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（規程別記様式第6号）を作成し、受講者に交付し、副本を保管するものとする。

4 受講済登録

交通企画課長は、命令対象者に対して講習を行った場合は、原則として講習を実施した日に管理プログラムにより受講済登録を行うものとする。

第8 関係書類の保存

関係書類の保存は、係争中でない限り、次の要領で行うものとする。

1 危険行為に関する文書

危険行為をした日から4年

2 受講命令を執行した事案に関する文書

受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から4年

3 受講命令を決定したが、受講命令書未交付の事案に関する文書

受講命令を決定した日から3年

様式省略